

相談

Q. どこに相談したらいい？

市役所の介護保険課(栗東市は長寿福祉課)または地域包括支援センターで、相談できます。医療機関のソーシャルワーカーや居宅介護支援事業所のケアマネージャーでも相談できます。

*介護保険ってどこに相談したらよいのですか？
*それとどうやったら使えるのですか？

介護保険で質問があるのですが？



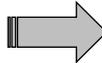
介護申請

Q. 介護サービスを受けるためには、どうしたらよいですか？

介護認定を受ける必要があります。介護保険の申請は地域包括支援センターや居宅介護支援事業所で行えます。

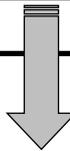
要介護認定の審査・判定

認定調査・主治医の意見書をもとに介護認定審査会で要介護度が決まります。介護度は介護が必要な度合いにより要介護1～5(数字が大きいほど重い)要支援1・2、非該当



介護サービスをうける

要介護判定をうけたら、まず居宅介護支援専門員(ケアマネージャー)に希望するサービスを伝えてください。その後ケアプランの作成、サービスを利用となります。要支援判定の場合は地域包括支援センターに連絡、相談してください。介護予防ケアプランを作成、サービスの利用となります。非該当判定の場合は「基本チェックリスト」を実施し、生活機能の低下があれば「介護予防・生活支援サービス事業」、問題なければ「一般介護予防事業」が利用できます。



【草津東支部】

しずはな健康クラブ

＝ 班会だより ＝

5月22日の健康まつりに向け、しずはなちゃん音頭の出場に向けて5月17日の班会に組合員の皆様に練習を行いました。

この度新調しましたユニフォームを着て踊り方の練習を皆様と和やかに楽しく踊る事が出来ました。今後もこれを契機に班会の皆様と継続していきたいと思



又、健康チェックは血圧測定のやり方を、一般組合員さんに習得して頂きました。

